

## 第5回 基本政策推進専門調査会・研究資金WG

### 議事要旨

1. 日時:平成19年4月26日(木)13:30 ~ 16:00

2. 場所:中央合同庁舎第4号館 第3特別会議室

3. 出席者:(敬称略)

相澤 益男 総合科学技術会議議員

薬師寺泰蔵 同

本庶 佑 (座長) 同

奥村 直樹 同

郷 通子 同

(専門委員)

荒川 泰彦 東京大学先端科学技術研究センター教授

手柴 貞夫 協和発酵工業(株)技術顧問

大隅 典子 東北大学大学院医学系研究科教授

(外部専門家(招聘者))

國谷 実 科学技術政策研究所長

中村 栄一 東京大学大学院理学系研究科教授

廣橋 説雄 国立がんセンター総長

4. 議事概要

(1)競争的資金等の制度改革の推進等について

報告書案(たたき台)について

(2)その他

3. その他

本庶座長 第5回の研究資金WGを開会いたします。これまで、数多くのヒアリングを行いまして、それをもとに前回、骨子についてお諮りしました。さらにそれを肉付けする作業を事務局で一生懸命やっ  
ていただきました。やはりこれをまとめる以上は、骨太方針に盛り込んでいただきたい、そのためには5  
月の基本政策推進専門調査会に通して公表できる形に持っていきたいということでもあります。概略のと  
ころで方向性にご賛同いただければ、そういう方向に進めると思います。もちろん、修正はぜひ積極的  
にご意見いただきたいと思います。まず、事務局から配布資料の確認をお願い致します。

事務局 (配付資料の確認)

本庶座長 それでは、議事に入りたいと思います。お手元の資料3にまとめてあります「たたき台」につきまして、本日は時間をとっておりますので、じっくりとご議論いただきたいと思います。先ほど申し上げましたように、今日から何回かのご議論で大体決まるというところでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。事務局から内容について、説明いただきたいと思います。

事務局（内容説明）

本庶座長 全体的なことで何かご質問等ございますか。もしなければ、資料3を中心に中身を審議していきたいと思います。まず、「はじめに」の書きぶりですね。これは、これまでの背景と何をやってきたか、それから、主に焦点としたことが から まで書いてありますが、何かご意見ございますか。それでは、2ページに移らせていただきます。「研究資金の制度改革の必要性」現状と課題をまとめているものでありますが、(1)(2)、2ページから3ページ全体についてご意見をいただきたいと思います。

荒川委員 少し細かいことですが、「短期間の交付など細切れの制度」とありますが、この細切れの制度というのは、短期間の交付以外にどのようなものを想定されているのでしょうか。

本庶座長 これは枠組みが細かく分かれているということを言っているのだと思います。制度によって非常に違うのですけれども、例えば科研費で言うと、奨励研究とか若手とか、枠組みを細かくして、それ一つ一つが比較的少額であるとか、そういうことを言っている。

荒川委員 つまり、カテゴリーが多過ぎるということですか。

本庶座長 厚労科研費などはもっと多いのですけれども、そういう内容を言っていて、交付期間が短いことと、制度として細切れだということは別のことなのですよね。

荒川委員 これですと、何か短期間の交付が例示になっているような気がしますね。

本庶座長 これはちょっと、「制度が細切れであり、なおかつ交付期間も短期間のものが多い」というのが正しいのではないかと思います。

中村委員 続けてコメントします。どこかの規則で「4年を超えて執行する競争的資金はすべからく中間および事後評価、事後評価に付すべし」と決まっていると聞いています。この規則によると、総額100万円のお金でも、使用期間5年であれば、中間・事後評価することになるそうです。だから、3年で申請した方が良く、ということで細切れ申請になる訳です。このような細々した規則の杓子定規の適用によって全体像が歪んでいるようなケースもあると思われます。次に全体についてコメントします。このたたき台を読ませていただくと、全体像の提示が行われないうち、一気に各論に入ってしまったように感じます。ですから、何かもうちょっと大きなことを、前文に書く必要があるのではないかと思います。たとえば最初に、研究費が集中しているとされています。しかし、今回のヒアリングの結果から見ると、最近集中が加速しているという事実は存在していない。また、50歳代の年齢層にお金が集まっているという事実はあるが、科研費においては、決して50歳代の採択率が高い訳ではなく、採択率は年齢層に関わらず一定である。採択額が多いのは申請額が多いからであるということが分かりました。ですから、出だし

の所は書き直した方が良いと思います。例えば後ろの方で、「集中している、だから解決しなければいけない」とすぐに結論になってしまっているのですけれども、そのあたりも見直した方がいいかと思いました。

本庶座長 ご指摘のところは我々も多少気にしているところで、結局、何がしたいのかというまとめたパンチラインをどこかに入れるということは薬師寺先生からも強いご指導をいただいているところなので、そういう章立てか何かをちゃんと整理しないと、今の中村委員のご指摘のとおりで、いろいろなところに分散して項目がいっぱい入っていて、全体として「こういうものを目指している」というピクチャーをきっちり書くことが必要だと思います。それは次回までに事務局と協力して仕上げたいと思います。

郷議員 今のご指摘と関係して、先ほど「はじめに」のところで申し上げなかったのですが、「特定研究者への過度の集中などの問題が指摘され、」とあるのですね。これは「はじめに」ですから、かなり強烈に、こういうことがあるのか、ないのか、あるのだったらどうするのかということをご期待させられるのですけれども、3ページの真ん中あたりでは「また、特定の研究者や分野、機関などに研究費が過度に集中しているのではないかと書いた指摘も少なくない」と書かれています。機関毎のデータをおつけになるのかとも思いますけれども、では、個人はどうなのかということ。初めに書いてあるものですから、非常に強烈なのですが。

本庶座長 個人は、資料の10枚目にあるのがデータなのですが、この辺は具体的に中身を見ないとちょっとわからないのですけれども、中身を精査した上で、一部に問題があると考えなのか、そういうことは全くないのだと断言できるのか。郷先生のご指摘は、いきなり頭にそういう個人のものを持ってきて、いたずらにそちらに意識を向けなくていいのではないかと。全体としては、これはもう0.1%以下の話ですから、大勢としてはそういうことはないと言っていいと思うのですけれども。一番最初にそういう問題から入らなくてもいいのではないかと、もっと重要な問題があるのではないかと、そういうご指摘ですよね。

郷議員 そうです。ただ、こういうご指摘もあるのであれば、実態がどうなのか、それに対してどう考えるかぐらいは、やはり必要ではないでしょうか。

手柴委員 先生方の言うとおりでと思いますけれども、そうすると、社会、国民への説明が必要になってくる。税金がきちっと使われているのか、成果が出ているのかというのが、まさに国民の知りたいところだと思うのです。郷先生が言われたように、過度の集中などというのは小さな問題で、むしろそういうものを入れていかなければいけないという気がするのです。

中村委員 今の問題、郷先生と全く同じことを違う局面から申し上げます。科研費を具体的に随分見てまいりましたけれども、「研究費の集中は悪である」ということから、今や100万円程度の小額の研究費さえも2つもらってはいけないことになっているわけですね。極一部の研究者が高額の資金を重複して受領している、という問題を個別的に吟味すれば良いのであって、国の制度として「一律重複禁止」というメッセージになるとすると、やはり方向性が違ってきてしまいます。たかだか20~30人の人なら個別に対応すればよくて、施策として行うような内容ではない。

本庶座長 全くそういうことですよ。制度的なものですね。

中村委員 制度的なものと同個別なものを区分けして議論して、書かれた方がいいと思います。

荒川委員 今のご議論で、過度の集中をしているかどうかということと、結果として税金の無駄遣いになっているのではないかと、この2つの側面において、先ほどの資料集の最初と2番目などは大変重要なデータであると思います。後者で言えば、論文の引用数が大体配分額に比例しているということは、ほぼ配分に相応しい成果が出ていることを示していると思います。それから、最初のデータについて、基盤的資金も、これは運営費交付金を示していると思うのですが、東京大学が一番上に来ているわけですね。これはなぜかという、多分人数が多いからです。したがって、このままの統計がいいのか、あるいは研究者人数で割ったものでとるべきなのか、少しご議論いただく必要があるかと思えます。

本庶座長 資料編をどうするかは、今のご意見等を参考にして、もうちょっと手を加えて、何のためにこの資料を出すのかがはっきりしないと、何となく集めたというのでは意味がないと思うので。基本的に全体像が眺められるように。実はヒアリングの途中で過度の集中があるといったご指摘があったのですが、ではどうなっているのか事務局に聞きましたら、最近の資料がないということなので、今回、実は初めてこういうデータが出てきた。ある意味で非常に貴重なデータベース。特にこれは文部省関係だけではなくて厚労科研費も入れていただいた。だから、主に大学に行っている施策が大体来ているということなので、分析がまだやや不十分であることは否めないで、先生のご意見もいただいてもうちょっと、國谷先生から、「もうちょっとこんなふうにしたら問題点が浮き彫りになる」というようなこともぜひご指摘いただければありがたいと思います。

國谷委員 キーワードが「過度の集中」になっているような気がするのですが、無条件にこの言葉を使うと過度の集中というのは、基本的にいけないのだといった感じになるかとは思いますが、むしろ。例えば後ほど出てまいりますシームレスな仕組みを構築することになりますと、ある時期、科研費があって、その間若干重複しつつ、NEDOとかJSTの下流側の資金制度があるとか、むしろ前向きに評価しないといけないような、重複のようなものもあるのではないかと思います。いつも悪いキーワードとしてばかり「過度の集中」とはしないで、そういう面もあって適正なものもあるとか、そういう概念をどこかに一緒に入れていただくと、ありがたいです。それから、多分大型の資金になりますと、政策目標がついていますので、そのために適切なところを選ばないと、どうしても幾つかの機関に絞られてしまう、何人かの先生に絞られてしまうということになるのだらうと思いますが、その場合は、多分そういう研究室ではポスドクなどがたくさん雇用されて、決して無駄な研究費の使用になっているわけでもないと思いますので、少しそこら辺、実態ではそういう事態が生じること、つまりネガティブなことばかりではないといったことをどこかに書いていただくと、後が非常に抵抗感がなくなるのではないかと気がいたします。

奥村議員 報告全体の構成なのですが、ここでは基本的に国費で研究をする方、及びその機関、そういったお金を使う人たちから見た問題点が議論の中心、分析の中心になっていると思うのですが、それと並行して、総額はともかくとして、国の科学技術を進展させるためのいろいろなプログラムがあるわけですが、それぞれの分野に対する配分の比率などが適正なのか、そのあたりをきちっと言わないと、いわゆる使う側だけの使用上の問題点というような、非常に限定されたようなイメージになるおそれがあるのではないかと、私は気にしております。

本庶座長 そうすると、科学技術政策関連の予算の中における競争的資金が現在では30%くらいでしょうか。

事務局 13.6%です。

本庶座長 これは余りにも低いという結論がきちんと出せるかどうか、それは非常に重要なポイントですね。50%とは言わなくても、せめて30%にしるというのが経済財政諮問会議の提案でしたから、そういうことも踏まえて、いろいろな資料をもとにして、その30%という数字がどういう根拠で出ているのかということも含めて、検討してみる。

中村委員 今のご意見とも関係して、ファンディングの性格が単一色、過ぎるというか、カラーが少し限られ過ぎているのではないかという議論は以前に出たと思います。アメリカの強さというのは、さまざまなファンディング・エージェンシーがさまざまな基準で資金を出している、それによって多様性が保たれているのですが、日本の場合には、例えば大学の普通の研究者だと科研費1本ですから、基準が1つしかない。この基準で全国的にセレクションをかけていくと自然と1本になってしまい、学術研究が脆弱なものになる。この点を1つ指摘できると思います。ですから、いろいろなファンディングを伸ばしていくべきだと考えます。わが国の全体の科学技術振興にとっても、日本でもトップ20ぐらいの大学や研究機関が隆盛にやっていて切磋琢磨・交流する方が望ましいのは確かで、トップが少し幅広くなった方がいいかというようなこともあるかと思います。ともかく1つの基準でセレクションを10年やっていたら、必ず1つになってしまう。これが大変心配です。ですから、ファンディングそのものに多様性を持たせるためにはもうちょっと資金が要る、そういうふうなことをこのところ考えております。

本庶座長 今、中村委員がおっしゃったことも「多様性を持たせて裾野を広げるべきである」という一言で書いてあるのですが、そういうことを抽出して行って、非常に重要なものは、例えば全体の中から5本柱とか10本柱、そこからこういう施策が導かれるといった形に集約していく作業を並行してやっていきたいと思えます。最初のところだけでいろいろなことが見えているのですけれども、問題点は中になりに散在しているので、そここのところでもう一遍見ていただきながら、これをどのようにして見やすい形というか、アピーリングな形に持っていか、そういう方向で議論していただきたいと思えます。それでは、現状はそういうふうな分析でありまして、出口を意識して問題点を掲げないと全体として整合性がないことになりますから、もう一遍整理することが必要です。第2章、4ページからになりますが、基本的な方向性。ここである程度、どういうことを重視しているか書いてあるのですが、先ほどからのご意見も踏まえて、もう少し整理したいと思えます。

荒川委員 5ページの下の方に、赤で「集中状況が続いているというデータがある」これは客観的に書いてあるわけですが、その後「研究資金の集中是正策としては、」と続いているわけでありまして、この文脈で言うと、既に集中が起こっていると認めていることになると思うのです。ですから、この表現は少し変えていただいた方が誤解を受けないのではないかという気がいたします。もう一つ、先ほど来のご議論で、この研究資金ワーキング・グループの報告書のトーンは、どちらかという裾野を広げる、あるいは公正性を保つ、それによって国力を上げるということだと思いますが、一方で、経済財政諮問会議ではイノベーションとして研究資金の選択と集中をうたっているわけでありまして、そちらの視点に関して研究資金ワーキング・グループがどうかかわるか、あるいはどう考えるかということも、どこか

に入れておいた方がよろしいのではないかと考えております。

本庶座長 今のお話は第3章、具体的方策のところですが、この基調として、競争的な環境を維持していくことが重要だということは、基本スタンスとしてはあると思うのですよ。とはいえ、先ほどご議論があったように、余りにもトップ10だけでは困る、そこをどうするかというのが一つの大きな課題なのですが、残念ながら、実はそれに対して回答を出せていないのですね。私は、選択と集中はそれなりにちゃんと行われているというのが、このデータから出る回答ではないかと思っているのですけれども、見方によっては、これは過度だという見方も成り立つかもしれない。もうちょっとこのデータを分析して、人数割りにしてみるとか。それから、私がこの論文引用数を入れてもらったのは、やはりアクティビティとどれぐらい相関があるかが基本的に重要なことですから、それと著しくかけ離れたような配分があれば、やはりちょっと問題があるとか、いろいろなことが出てくると思います。大枠としては、選択と集中はそれなりに行われている、しかし、ただそれだけでもいかんだろうということで、もうちょっとパイを大きくしているところを手当てしていかなければいけないというのが全体的なトーンだと私は理解しておったのですが、そういう思想的なことが余り書いていなくて、やや事務的に書いてあるという点をご指摘のとおりなので、もうちょっとダイナミックに書くことが必要だと思います。

手柴委員 全体を読んでいて気になったところなのですが、4ページの最後に「25兆円」に向けて、科学技術関係予算を伸ばす中で、」云々と。今、本庶先生も言われましたけれども、結局、科学技術予算を増やすのだといった主張、増やさないことには今の国大協みたいなの、ああいう議論にもなってしまいますし、そういう意味では何かその主張が弱いのかなという気がして、例えば「政府研究開発投資総額規模「約25兆円」の実現を目指し」のような表現が、まずはパイをきちっと確保するのだというふうな感じが私はしたのです。最初は「科学技術関係予算を伸ばす中で、」この「中で、」という言葉が余り気に入らなくて、「伸ばし」としたのですけれども、それでもちょっと弱いような気もしています。

本庶座長 そうですね。事務局、第2章をもうちょっと迫力あるように書きかえましょうか。この中で一番大事なことは、やはりパイを大きくすること、それから、若手にチャンスを与えていくこと、シームレスに成果を出した人がずっと、よければどんどん大きくなっていく、そういう制度設計をしてくれという、この3点をメジャーな形にして、そして不正のこととか何とか、それと国民への還元がきちっとできているかチェックしていくということ、その後、2つぐらい加えて5本ぐらいに整理して。どうでしょう。

廣橋委員 今のは大きいと思いますけれども、競争的資金をそういうふうにやっていくだけでいいのか、それとも2つの違ったものでサポートするという意味で、最後のところに「運営費交付金等により研究機関の基盤的機能をしっかりと支えつつ、」と書いてありますけれども、ある種の研究は、やはり運営費交付金で行われることも大事なのだと思うのですよね。そういうことまでこの中に入っているのかどうか、解らない。むしろただインフラだけをサポートして、研究の方は全部競争的資金でやりなさいというふうにも読み取れそうですが、そこはどうなのでしょう。

本庶座長 ここで書いていることは、運営費交付金に関してはちゃんと手当てすべきであるということですが、それ以上にここで踏み込むとなると、私はワーキング・グループの使命よりかなり大きくなって、戦いの戦線が広がり過ぎて、いろいろなところから潰されやすいという気はしていて、もうちょっと別のところでやらなければいけない。つまり、そこへ向けての理論武装とかいろいろな分析をするには、このワ

ーキング・グループだけではまだ不足ではないかと思います。

國谷委員 第2章は、非常に大きな全体展望の中で各論に移っていると思います。その中で感じたのですが、先ほど中村先生が言われたように、いろいろなファンディングの仕組みがあって初めて国の研究分野も偏りなく、将来的な可能性もできるということかと思いますが、それは、やはり1つは研究費給付者のロジックのように受け取られてしまはしないかなど。やはり25兆円に責任を持つ国民の側としてみると、それが何かの役に立っていくとなると、直近の話で言えば、イノベーション25のような、2025年にはこういう社会が実現して、そのためにいろいろなものが進められる必要があるということになる。その中でいろいろなファンディングの必要が出てくるとか、研究側から見た書き方のほかに、国民なりイノベーション25のような視点から見た中で、競争的資金あるいはファンディングの幾つかの多様性とか、そういうものが必要だというロジックも一緒に入っていた方がいいのではないかという気がします。

本庶座長 例えば先生おっしゃるのは、基礎のシーズのところから応用基礎から、それからアプリケーション、それからいろいろな制度をずっと総括して、それぞれについていろいろな種類のファンディングが要る、そういう視点をもうちょっと明確に入れるということですね。

國谷委員 そうですね。単に「マルチファンド」と言うだけではなくて、必要とする目的がそれぞれまた違うということも書いておいていただいた方がいいのではないかと思います。

本庶座長 そうすると、第2章は抜本的に書き直す。もうちょっと強いメッセージを基本的な方向性というところに出した方がいいのではないかと。

相澤議員 抜本的に修正していただくことは、私もお願いしたいところですが、第2章の書き出しと最後の位置関係がこういう形でよろしいのか、このことは修正していただくときに重要ではないかと思えます。この書き出しですと、「競争的資金を始めとする」ということで、これは競争的資金のスタートですよ。下の運営費交付金等がどういう位置づけとなるかが重要かと思えます。総枠を増やす、あるいはほかの予算をいろいろな形で展開するというのを運営費交付金等の基盤的な部分を確保することとの関係で、どこか明確にしておく必要があるのではないかと思います。上に5つの柱が立てられています、上の3つと下の2つは視点の違うところだと思いますので、ここのところを大きく2つのグループとする形で構成するのが適切ではないかと思えます。

本庶座長 運営費交付金の問題、全体の予算の問題を頭に持ってくるというのが先生のお考えですか。

相澤議員 それが「運営費交付金」という形で持ってくるのだと、ちょっとそぐわないような感じがいたします。ですから、基盤的な部分をきちっと押さえて、その上で競争的資金を導入していくという、基本的な考え方をはっきりと示しておくべきではないか。先ほど来の議論の中で出てくるとは、競争的資金が投入される基盤が脆弱である、競争的資金の実効性という点でも非常に大きな問題点が出てくるといことなので、そこら辺の切り分けで、それを「運営費交付金」という形で頭に来てしまうと、かえって問題かとは思いますが。

中村委員 今回の点、こういうアイデアはいかがでしょうか。そもそも、競争的資金というのは、研究基盤が揃っている機関にいる研究者にランニングコストとしての研究資金を配って、研究させるものです。決して、競争的資金を使って研究基盤を充実させるわけではない。そこが書き分けられていないのではないのでしょうか。科学研究費の最近の動向をいろいろ考えてみますと、研究者がとってきた機械を大学の資産にするといったことが起きているのではないかと思われる節もあります。そのあたりをきっちり書いておく必要があると思います。つまり、研究基盤となる施設や基本的な機器はあくまでも機関が提供するべきものであり、その分は機関の責任でお金を持ってくる、そういう仕組みが基本であるということです。今後人事の流動性が高くなれば、研究機関にとっての研究者は「いついなくなってしまうかも分からない店子」となるわけです。このあたりをきっちり書いていただければ、かなりはっきりすると思います。

本庶座長 では、そういう方向を入れて直していただくことにします。次に「第3章 具体的方策」の(1)イノベーションの芽を生み出す基礎研究の多様性・継続性の確保と出口につなぐシームレスな仕組みの構築。本来は、この具体的方策のところは第2章の項立てに対応して「こうだ」という形になるのが一番いいと思いますので、それももうちょっと意識して、特に章の題等々は考えていただいた方がいいと思います。ここで現状が5つ、具体的方策が出てきますが、今日は一通りご意見を伺う必要がありますので、(1)の現状、具体的方策を含めてご意見をお伺いしたいと思います。現状ではまだ足りない、それから、いっぱいあるけれども、それが必ずしも有機的に連携していないということ、採択率が低いということ、設備の問題、先ほど荒川先生がご指摘になった、集中がいけないというニュアンスが強過ぎないかということ。5項めですね。こういう形で現状分析して、それに対応する具体策として1、2、3、4項目を挙げているのですが、先ほど荒川先生からご意見があったところは、いかがでしょうか。集中……。これはデータをもう少し分析して、やはりある程度集中はありますと、それが不合理な集中なのかどうか、こういう集中だけでいいのか、その2点だと思うのですよね。集中があるからすぐだめだという結論ではないように思うのですけれども、そこの書きぶりをきちっと整理していく。集中する方向だけでは具合悪いのではないかという論点は一応入れておいて、それが制度の多様性と、ここが一番辛いところですが切り口の多様性という形で、中村先生からご提案があったようなダブルスタンダードの問題とか、そういう新たな視点を加えて裾野を広げていくことも努力しなければいかん、そういうことになっていると思うのですが、5ページの一番最後のところは、そういう視点でちょっと書き直してもらえますか。

荒川委員 この会議でも議論されました間接経費の定義と申しますか、使途というものをどこかに明確に書いてありましたか。

本庶座長 一応は書いてあります。「間接経費30%実現を目指すとともに、その本来の趣旨を踏まえ、研究機関における研究費の管理・監査体制や研究費の申請支援、IT化の推進など」という形でやってくれと。

荒川委員 わかりました。

本庶座長 具体的方策のところ、6ページ以降、いかがでしょうか。 の予算を5年間で倍増することを目指すというあたりが、なぜ倍増なのかということもちょっと手厚く議論したいところではありますね。

相澤議員 この「シームレス」と言っている仕組みについて、現状分析のところでも、それから具体的

方策のところでも、仕組みそのものが明確に提示されていない気がいたします。＜現状＞の3つ目の最後に「切れ目のない研究を」という表現があるんですが、これは同一ファンディングの継続性を言っておりますよね。シームレスというのは、必ずしも同一ファンディングということでもないであろうし、その辺、仕組みとして何をすべきなのかということが具体策のところでも明解ではないのではないかと。そのために、先ほどの5年間で倍増ということが、シームレスということはどういう改革につながるのかということとつながっていないのではないかと気がするのですが。

本庶座長 いろいろな制度があるけれども、必ずしも位置づけが明確でなく、連携が明確でない、こういうことが一番ベースにあって、これが出てきているのですが。

相澤議員 その仕組みをうまく調節すれば、総額を増やすという話には必ずしもつながらない問題なのか、あるいはやはり総額が問題なのかといったところですね。その辺がもう少し明確になった方がよろしいのではないかと。

本庶座長 「倍増」というのは一つの大きな柱なのだから、それを言うための理論武装をもうちょっと手厚くする必要があります。これをいきなり頭から「倍増」と持ってくるのか。もうちょっと布石を打って、こういう状況があってこれは幾ら中身をいじくっても無理だから、やはり倍増が必要だという形に持っていかなければいけないので、いきなり頭から「倍増だ」というのは財務省も簡単には「うん」と言ってくれないと思うので、この辺は非常に大きなポイントかもしれませんね。

相澤議員 そういう意味では、若手のところがむしろ倍増的な理由ではないかと思うのですね。ですから、このシームレスのところ「倍増」を持っていってしまうと、それだけではちょっと根拠が薄いのではないかと。

中村委員 倍増が必要な理由は次のように考えます。科学研究費補助金の採択率は現在20%強ぐらいで、平均実施期間が2.5年ぐらいではないかと思えます。全体として、出した人の4割ぐらいしかもらえていないのですね。そのために、1回もらうことも難しいです。2度、3度と続けて受領して研究を伸ばしていくことは極めて難しい。つまり細切れになってしまうのです。そうなる何が起きるかといいますと、税金の無駄遣いになります。例えば、せっかく3年研究したけれども、その後お金がもらえないとその研究成果は費えてしまうわけです。採択率が過度に低いと税金でせっかく培った成果が伸びないということですね。世界的に見ても、ファンディングというのは、採択率3割超、実施期間も3年から5年ぐらいにならないと成果が果実として結ばないというのが、ある意味で常識になっています。そうすると、3割5分ぐらいを目指して3年から5年といたしますと、およそ現在の2倍位の科研費が必要なのです。ちなみに、細切れだとせっかく資金を投じて、ちょっと伸びてきたら枯らし、ちょっと伸びたらまた枯らすということになるのです。伸びてきたものでいいものは伸ばす、少しやってみて全然だめなものはお金を出すのをやめる。

本庶座長 制度、経理の問題といったこととそれ以前のところに分けて、研究費の内容的なことについてのいろいろなご意見、10ページの下までの間、全般的なことでご意見をいただいた方が多分効率的だと思いますので。

奥村議員 報告全体のトーンともつながるのですけれども、少ないとはいっても競争的資金4,700億円を毎年使うわけですから、それにふさわしい起承転結が要ると思います。その上でいろいろな手続に関する議論がないと、本当に限られた研究費を扱う人だけへのメッセージのようになることを、私は非常に恐れています。原稿に書かれている個別のことは、事実ですので、報告書の中に使ったらいいと思うのですけれども、論旨に起承転結がないと、何のための報告書を誰に出しているのかわからなく。そういう意味で、(3)項のハイリスクでインパクトのある独創的な研究というのは、企業から見ると、わからなくなる。ハイリスクかどうかは別として、インパクトのある独創的な研究を一番期待しているわけですね。ところが、中身を見ると手続論とかPD・POとか、そういう仕組みの話しか出てこない。これはやはり全体のトーンとして、4,700億円の国費を取り扱うにしては格調が低いという感じを、私は持たざるを得ないのです。制度を直せばインパクトのある研究がどんどん進むのであれば、そうすればいいんですけれども、それだけではないと思うのですよね。いわゆる構造改革的な視点が入れられないのかなということです。

本庶座長 ハイリスクをやるために、確かに一番最初にPD・POで、それが問題解決になるかとおっしゃられると、まことにそのとおりで、評価体制の構築とここが一緒になっているのが、ちょっと無理があるのかな。国際的な評価体制の構築は、それで分けて、ハイリスク、インパクトのある独創的な研究の強化は別立てにして、それは例えば新領域に大きな投資を行うとか、新たな投資をすべきだとかいうのはそこに入るし、若手になるべくチャンスを与えとか、そういった内容のを中心に盛る。ハイリスクでインパクトのある独創的な研究の強化というのをもう一遍章立てし直すということでしょうね。

中村委員 ハイリスクであることと、インパクトがあることは全然違う問題だろうと思いますけれども。独創的な研究がハイリスクかどうかは全然わかりませんので、ちょっと文章自身が気になります。

大隅委員 若手をサポートしなければいけないというのは、私も全くそうだと思います。ただし、女性研究者ということを考えたときに、いろいろ心配な点がございます。それは、一方で多様性ということをおっしゃいますし、第3次科学技術基本計画にも既に女性研究者ということも盛り込まれていると思うのですけれども、現状で、例えば8ページの若手の資金の倍増というところですが、「博士号取得又は研究者としての採用後5年間：概ね35歳」という基準を仮につくったといたしますと、このくらいの時期がちょうど子育て期等に当たりまして、実際のところ、なかなか辛いというご意見が現場では非常にあると思うのです。例えば、その根拠となりそうな数字は、横長の資料の8ページに研究者全体での年齢別の課題件数と、1件当たりの配分額が出ておりますけれども、これを仮に男性、女性で分けると、実は物すごく差が出てくるのが予想されるのです。ただ、実際のところは、科研費等々から男女というところは、多分どこにも出てこないのです。それを実際の数字であらわすことは難しいのですが、以前、学協会連絡会でアンケートという形でボトムアップの調査を行いましたときに、およそ4分の1程度の額になっていたかと思うのです。そういったことを考えられるような方策が何か盛り込めないかというのが、私からのご提案です。

本庶座長 それは物理的な年齢制限ではないということが1つと、あえて女性に配慮するということをお言葉として入れるかどうかですね。女性研究者のパワーをもうちょっと活用するような制度を考慮すべきであるということ。では、入れていただくようにしましょう。項立てとして、8ページの2つ目の矢印のところ、「多様な……」これはいろいろなことが入っているので、表現が抽象的でわかりにくいんですけど、私が入れてほしいと思ったのは、若手といってもいろいろな集団があって、つまり自分で店を開いている

人と番頭さんと、今はもう全部引くめて若手ということになっているんだけど、私は、やはり分けた方がいいと思うのですよ。若手で自分の店を開いている人には、やはりかなりきちんとしたサポートをして、つまり若手だからこういう金額は少ないというのは、非常に不合理。番頭さんの場合は親分がいて、その中でということで、やはり大分状況が違う。PI制度というのは日本でははっきりしていないけれども、これはもう私は機関認定にしたらいいと思うのですよ。PIであるという人が だから若手でS、A、B、Cでやっているけれども、若手のPIはSとAはいけるといったことでもいいのではないかと思うのですね。SとAだったら年間1,000万円以上だと思うのです。その方がいいのではないかと思います。

相澤議員 多少違う視点ではありますが、今のことに関連して、7ページにダブルスタンダードということがあるわけですね。まず用語として、こういうところに「ダブルスタンダード」という言葉を使ってしまっただけでよろしいかどうかは1つ。もう一つは、現在はこの評価そのものが大きな問題で、それをきちっとすべきであるということが課題なわけです。そういう意味ではこの書き出しのところも、「研究費の過度の集中を避けつつ、」ということで、ここの集中というのは、先ほどのように大きな問題ではなさそうだということもある。そうすると、その後に「制度の特性に応じ、」ということで、例えば女性の問題にしても、そういった制度の中で何を重点としているのかを盛り込んでおけば、審査そのものは、やはりスタンダードを2つ置くべきではないと私は思うんです。それぞれの中で特性に合わせたプログラムが形成されていけば、私は、審査そのものにスタンダードが二重であるということを入れるのは適切とは思えません。

本庶座長 それはちょっと誤解を招くような書きぶりになっているんですが、多分、評価軸が違う制度があってもいいのではないかとということだと思っただけです。だから、いわゆる科研費みたいなものは、これまでの実績とか提案の内容とか、これが純サイエンスで評価する。これをいじると全体がおかしくなってしまうので、先ほどの女性とか何とかいうのは、それだけではない別の切り口で制度設計をする、そういうことだと思っただけです。

相澤議員 ですから、制度設計をする中に入れるということで、審査そのものは制度に基づいて、やはりシングルスタンダードで行うべきではないか。

本庶座長 そのとおりですね。ちょっとダブルスタンダードというのは誤解を招きやすいので、もうちょっときちんと言明するように。

相澤議員 片方でマスキングのことが出てきていますから、そういうこととあわせても、審査そのものはやはり1つのスタンダードで行うことがよろしいのではないか。

中村委員 カテゴリー分けですか。

相澤議員 そうですね。そういったことでの特性を考慮したプログラムがあるといい。

廣橋委員 先ほどの若手のPIの問題、コメントにも書いたんですけど、やはり若手がPIになっていくことを促進するためにも、若手の研究費の中の大型のものについては、PIとして研究していることを条件にしていく、あるいはそういうことを申請書に書いてもらうことが必要なのではないのでしょうか。

本庶座長 そうですね。私も、そういうものはエンカレッジしてできると思うんですよ。PIならちょっと大きい目の研究費に参加資格がある。しかし、PDとか助手になったばかりの人は、1,000万円もらってもちょっと困るかもしれないので、むしろそれは、ちょっとした自分のアイデアを試すために少額のお金をもらう、そういう機会をなるべく薄く広くするというでいいのかなという気がするのですけれども。

荒川委員 (3)の手前2段目に「目利きによる若手育成制度を拡大するとともに、」ということで、大学院生の経済的支援をうたっているわけですが、この括弧書きの意味は、20%程度に生活費相当額を支給すればいいということですか。ちょっと意味がわからなかったのですが。

本庶座長 第3期にこの数字が記載されているのですね。

荒川委員 20%は少ないと思いますが。

事務局 アメリカが40%で、一挙にそれは無理なので、当面3期の基本計画の中では20%という目標を書いている。それをここに引き写したということです。

荒川委員 現状は何%と考えておられますか。

中村委員 学振のDCに申請してお金を貰っていることから考えると10%を割っているのではないのでしょうか。アメリカの大学院生の平均というのは余り意味がない。要は分野によって違うわけですね。何を大学院生というかによります。職業大学院もありますし、理科系、文科系もある。ちなみに、アメリカの化学系の大学院学生たちは、修士、博士を問わずRAかTAなど何らかの形で学費と生活費を、国または大学のお金で全額出してもらっています。化学系の大学院生で、自費で大学院に勉強している人はいない。そのお金のない大学や教授はそもそも大学院生がとれません。

本庶座長 ライフサイエンス系は、奨学金がなかったら学生をとれないようになっているのですよ。だから、何らかのファンドでこれだけの生活費を出すよということが募集要項に書いてある。

荒川委員 ドクターの学生は、ほとんど社会人で一人前になっていると思うのですね。ですから、20%というのは、どういう考え方で書かれているのかわかりませんが、意外に低い気がするのですが。

中村委員 日本においては、やはり理科系、文科系を分けることは文化的にできないので、こうなっているのではないですか。アメリカは文化、理科、職業大学院かそうでないかで取り扱いが完全に分かれていますから。

荒川委員 文科系は少ないですよ。

中村委員 あと、職業大学院生が米国の統計でどこに帰属されているかが分かりませんね。もしかすると40%という数字の母数に入っているのではないのでしょうか。職業大学院生には国の援助はないと理解しています。一方で、我々のWGで考慮しているような理工系・生物生命系では、学費と生活費を、国から教授が貰う研究費で完全にカバーします。生活資金援助を受けない職業大学院の大学院生

を母数に入れて、統計上は40%になっているということだと理解していますが、これで正しいでしょうか。

荒川委員 私、若手研究者の育成は非常に大事ですし、最優先だと思うのですが、一方で、ドクターの学生支援は極めて重要ではないかと思います。まあ、第3期科学技術基本計画に書いてあるとなれば、ちょっと.....

薬師寺議員 書いた人間で生き残っているのが私ですけれども、これは財務省と非常に戦ったところで、大変なところです。生活費相当額ですから、日本はいろいろ出していますけれども、生活を支えているかという、なかなか支えていません。だから生活費を出させるのです。20%。これは日本としては初めての大きな財政の費用なわけですね。そこで書き入れるか、書き入れないかということで大分戦いましたので、これはぜひ金字塔として見ていただきたい。「20%でいいのか」なんていうことを言わないで、生活費を出すんですから。日本の大学院は、一部の人間を除いてお金持ちの人が行けるところだとなるのはまずい。外国では、もうご存じのように授業料の部分も払いますし、それがないと大学院生がとれないということになっている。文科系も同じです。そういうことを思って書き入れたということでございます。

本庶座長 この文章はちょっと書き直して、目利きによる若手育成制度を拡大することとその後のことは内容が大分違うので、これを一步立てにすることにも無理がある。拡充を図るということはぜひ書いていただいたらいいと思うのですが、「20%は確実に達成する」とか何とか、もうちょっと積極的に言った方がいいのではないですか。

相澤議員 この部分から3月30日付の有識者ペーパーの内容が抜け落ちているのではないかと思うのですが、やはりこれは少し入れていただいた方がよろしいのではないかと。特に、今の大学院生のことについては相当入っているわけですね。

本庶座長 それは資料5ですね。若手リーダーの育成のところですから、5ページにかけて。

事務局 ここは競争的資金という枠組みなので、競争的資金を活用して大学院生の経済的支援の拡充を図るという部分をここでは書いていて、大学院生のことをここで全部挙げるのは、ちょっと超えてしまうのではないかと考えております。

本庶座長 フェローシップ倍増といった文言は、もう5から10%とこっちの方には書いてあるし、最低これは具体的な数字として入れるべきだと。

荒川委員 もしこの中に大学院生の経済的支援が入る意義があるとすると、やはり大学院生も若手研究者の1人であり、また卵である、その視点でどう支援をしていくかということを議論すべきだと思います。

本庶座長 そこをサポートすることが重要だという理屈づけを、やはりきっちり書いた方がいいですね。

中村委員 この話は、実はどうなっているのかなと最初から思っていました。アメリカの研究費はかなりの部分、大学院生とポストクの給料に消えているようなもので、研究費といっても、實際上、これは日本では言えば奨学金とも呼ぶべき教育費ですよ。先生の給与の一部も入っています。日本の場合には、

実は給与というのはもともと研究費に入らないとしてきましたので、給与を入れるとしたら今の倍では済まなくなってきます。学生支援機構の奨学金などとの整合性も考える必要がある。事務局は当然そう考えておられるのしょうけれども、この問題は今まで議論してこなかったもので、私もどういふふうに考えてよいのかわかりません。

本庶座長 人件費を含めるべきであるということは、一応書いてあるのです。それで今、中村先生がおっしゃったように、こういうふうを増やさなければいけない要因をもうちょっと集めて、それで非常に説得力のある論理構築をまとめのところにに入れていくことが非常に重要で、コンポーネントとして探すとかどこかにあるのだけれども、それが全部つながって力になるような、そういう組み立てにすることが非常に重要なので、私と事務局とでもう少し勉強させていただきます。

薬師寺議員 有識者ペーパーを出したときに、競争的資金から人件費が払えるということを書いてあります。それを実際どういふふうにするかは今後の問題です。今まではそういうことがなかったのですけれども、人件費が払える。それは交付金の、いわゆる外枠ということできちんと財務省ともやり合いましたので。つまり、普通はそこから人件費が出れば、では交付金というのは基盤的ですから、その8割が人件費になっているわけですね、先生方の。そうすると、そこで競争的資金から人件費を出せば、交付金を減らすということではなくて、それは財務省も外枠ということになっていますので、ぜひ誤解のないようにお願いします。かなり制度的に、今、突破口を広げつつあります。

中村委員 それでしたら、常々是非、出だしに盛り込んでいただきたいと思います。それは、大学における研究も含めて、昨今、国のサポートする研究が個人のレベルではなく国のミッションとして行われるようになったということです。すなわち、国のミッションとして行われるようになったために、この施策に積極的に関与する教員、研究者や学生には、国からそれなりの別枠のサポートを与えるべきである。昔の研究は個人の趣味で行っていたかもしれませんが、ここで言っている競争的資金は、あくまでも国の競争力を増すために人々を巻き込んで行っているものであって、それは大学での教育業務と必ずしも一致しないのです。米国ではスプートニクショックの時に大学での科学技術研究が国策となり、大学院生に給与が出るようになったと聞いています。

薬師寺議員 その辺は我々も慎重さを。国が関与すると抵抗勢力が物すごいですから、左から右から両方あって国会でもちませんので。でも、そういう思想だと思います。

大隅委員 現状では、博士課程在学者の20%程度ということなので問題ないと思うのですが、アメリカのように、例えばマスターから自然科学系の大学院生の生活費相当額をサポートすることになりますと、現状は、例えば修士で卒業して就職する人たちは、M1の後期からずっと就職活動をしているのです。そして3月ぐらいに内定が決まって、ようやくM2の4月から12月ぐらいまで研究して、それで学位を取って出ていくみたいなことになる。そういうあたりとの整合がつかないことを私は心配します。

薬師寺議員 そういふのは個別ケースとして扱うということで。さっきの中村先生のミッションから言うと、やはりマスターも重要です。企業からの奨学金とかいろいろなタイプの奨学金があって、経済財政諮問会議が言っているように、その税制の控除みたいなものを増やしていかなければいけない。要は、ずっと研究者として残っていてももちろん就職していいわけですので、そういう人たちを全体的に国が支え

るというのは一体どういうことなのかということで、個別にはいろいろございますし、やはり企業が有能な人間を早く採りたいという企業側からの介入もあると、今日の午前中みんな話していたのですけれども、個々にいろいろな問題はあります。ただ、まず骨太の方針みたいなものを決めて、それからどういうふうにするかを考えたらいいのではないかと。

本庶座長 それでは残り、今度は手続論的なところで、1つ確認というか、この結構長いこと書いてあるところが、マネジメントシステムのところに続いてマスキング評価というのが書いてあるんですね。これも一応お読みいただいたと思います。場所がここがいいかどうかはまた検討いたしますけれども、立国調査会という自民党の科学技術政策の応援団みたいなところで某議員が突如として「マスキングやっていないのはけしからん」ということから始まりまして、経済財政諮問会議では、若手に研究費が行かないのは、地位とか肩書とか人脈とかに左右されているのではないかと、そういうかなり独断的な提案があったということに端を発して、これが急に出てきた。このワーキング・グループが発足する前は余りこういう話はなかったのですが、出てきたということで、この書きぶりは、いろいろ問題があるので「比較的少額な競争的資金などの一部において、第1段審査に限定して試行的に実施し、」という形で、かなり控え目に書いている。しかし、この前、学術システム研究センターからの報告書をいただきましたが、そこでは、あんなものは意味がないとはっきり書いてある。それはそれでいいと思うのですけれども、この議論としては、こういう書きぶりでいいかどうか、これをきちんとなししないと、政治的な力も働くので、文書で出す以上はそれなりにしっかりと、途中でコロッと変えるわけにいかないのを確認したいと思います。いかがでしょうか。

荒川委員 全体のバランスからいくと、やや長いかなという気はいたしますが、やはり今、先生がおっしゃった情勢を考えますと、ここにおいてはこの程度、詳細に、注意深く書かれた方がよろしいのではないかと思いますので、私は、この書き方に賛成です。

本庶座長 それでは、大体こういう方向でマスキングは対応したいと思います。それでは、10ページの下の方から評価制度云々のところですね。ここにもいろいろなことが入っておりますが、使い勝手を統一するよといったこと、それから重複のチェックはちゃんとやりますということ、それから、一番大きいのは単年度会計を何とかして複数年使用に移行できないかということが、このワーキング・グループで1つ大きな関心事であったので、制度改革の目玉としてこれをやれたらと考えているんですが、なかなかここが難しい。今、1つ考えられるのは、いわゆるファンディング・エージェンシーの運営費交付金を例外的に削減対象から外すとか、そういう環境が整ったらこれを運営交付金でファンディング・エージェンシーに落とせば独法の中で複数年使用が可能になるであろう、そういう提案なのですが、ここにある意味で一つの具体的なことなのですが、財務省は何か言っていますか。

事務局 一部の独法で複数年契約をやっていますので、制度的には可能です。ただ、今、先生がおっしゃったようにいろいろな縛りがあって、それを進めようとしてもなかなか難しいものがあるので、それをあわせて解決しなければいけないということで、独法改革については別途、独法改革として、財務省なり関係省庁なり、あるいは与党とも調整してございますので、その動きを見てということになるのではないかと考えています。

本庶座長 独法改革の方へ、こういう提言をするという形になるということですね。一方では、当面は

繰越明許の数をどんどん増やしていったら、手続の簡素化を図っていくのが当面の対策ということですが、いかがでしょうか、13ページまで。かなり手続論的なことですが、ここでのセールスポイントは、複数年の使用に向けての一つの提言ができるかということと、さまざまな制度間で使用ルールが非常に違う。なぜか厚労科研費がやけに厳しい。こういうものはむしろ名指しで「具合悪い」ということをきちんと言った方がいいだろう、多分、厚労省にとってもいいのだろうと思うので、そういうことをやっていく。それから間接経費のことは、間接経費でこういうことは最低限やってくださいということを書いている。それから重複の問題等々に関して、それはきちんと対応しますと。ですから、不正問題云々に関しては、制度を改革しながら研究者にも十分きちんと自己管理してくれ、また研究機関も自己管理してくれ、そういうことを言う形になると思います。

廣橋委員 制度間のルールの違いで、厚労省の科研費が大分厳しい、遅れていると思います。特にこれから臨床研究の推進が非常に大事なので、そこをきちんと押さえない。ルールの違いの中でもうちょっと具体的に、例えば人件費に使うところが特に厳しくて、これは臨床研究推進の上でも非常に大事なところなので、もう少し具体的に入れた方がいいという気がいたします。

本庶座長 それは研究費を人件費に使えるというところで、きちんと入れてもいいですね。厚労科研費については、現状では文科省の科学研究費に比べてすら見劣りがするといったことをきちんと入れる。ここで、競争的資金の倍増に関して、ちょっと考えていたことがあるので先生方に資料をお見せしたいのですが、配付していただけますか。

(資料配付)

中村委員 このプランでは、実施期間を5年にしているために全体額が大きくなっているんですね。採択率を30%に上げ、実施期間を現行実績より伸ばすと、私がさっき申し上げたように、多分ちょうど倍ぐらいになる。実は、採択の期間と採択率でこれぐらいの額に自然となるのです。ですから、この値は恐らく正しいかと思います。

本庶座長 これはイメージとして、この制度がベストだとか何とかという意味ではなくて、いろいろ言っていることを具体的に制度の中に取り込んでみると、やはり今の金額では無理があるということなので、倍増ということに関する一つの試算根拠だということで、今日は私、参考資料としてお見せしただけなのですが、これにつきまして、何かご意見ございますか。

大隅委員 特定領域研究に関しては、表の下に若い層、新分野開拓に特化と書いてあるのですが、この420億円という枠は現状どおりぐらいなんでしょうか。

本庶座長 それは増やした方がいいと思うのですけれども、ここで言っているような新領域開拓とかそういう形に特化しているとすると、これはちょっと別枠に置いておく必要があるだろう。方向性としては、一般研究と若手というのとちょっと違う役割をするのではないかと、そういうつもりで全体像を考えたんですけれども。

中村委員 科研費の今の仕組みは、根本的には個人研究である。だけれども、やはり個人研究だけでは学術研究は成り立たないのです。ある程度人が集まってやることも必ず必要で、その割合が今は

10対1になっていますけれども、これをどうするかというのは、また別に議論すべき問題だと思います。恐らく、個人研究とグループで行う研究と両方必要だということを前提にして考えられているんだと思います。

國谷委員 本文の方では3年間で若手競争的資金を倍増するとありますが、本庶先生のこの資料で見ますと、290億円から897億円で3倍になるのでしょうか。

本庶座長 これは試算するところなのですね。ですから、本当は本文も「3倍」にしたいところなんですけれども、これは仮定の数字なものですから、余りこの数字にとらわれていただけないけれども、ざっと計算しても、大体これ4,400億円というのは倍以上になっていますから。それでは、こういう考えもあるということで、もう一遍もとに戻りたいと思いますけれども、先ほどからのご議論をまとめると、やはり言いたいこととしては、全体の中で基盤はきちっとして、その上で競争的資金でボトムアップ型から出口まで切れ目なく、きちんと我が国の研究費をサポートする必要がある。そういうことでイノベーションをやるとうるとすると、幾つかのことをやらなければいけない。それは若手をサポートする、人材を大学院生からやる、新しい分野を立ち上げていくようなところ、制度的にも細切れではなくて、一定期間ずっとサポートして継続性を持つような制度設計にするとか、いろいろなことをやる必要があると言って、そういうことを全部実現しようとする、これはやはり5年を目標に倍増ぐらいが必要であろう、そういう大きなグランドサマリーみたいなものをどこか初めの方に1発入れる、そういう形に持っていったらどうでしょうか。イントロダクションとしては、先ほどからご指摘があったように、我が国の科学技術の位置づけという形で、研究者の若手からの育成とか、そういうことをかなり格調高く入れて、今、我々にとって抜けているところは何が、そういう問題点を指摘していくということで、いきなり集中とか不正とかいった形で始めない、そういうことのような気がするのですが。その中で、25兆円とか第3期の「モノから人へ」とか、そういう高い理想的なスローガンはきちっと入れていく。中に入っていることは、ご議論いただいた中では、そんなに間違っているわけではないけれども配列と構成に問題あり、そういうご意見のように私、感じたんですが、大体そういうことでよろしいでしょうか。

中村委員 荒川先生がご指摘になった間接経費の書きぶりなのですから、事務経費にみんな使えというような雰囲気に見えるので、「趣旨を踏まえ」の後に何か、例えば図書室の充実とか、そういうのは当然入っているわけですから、「研究環境の整備及び」というのが要るかなと思います。

本庶座長 そうですね、研究環境の整備というのは一つの大きな柱なので、「事務体制の強化に活用するとともに」だろうな、やはり、研究環境の整備、そこに図書館とかいろいろな研究インフラの整備ということをきちっと入れる必要がありますね。

大隅委員 どこかに書かれていたと思いますが、研究機関における非常に大型の基盤機器などに関するグラントというようなものもあつたらどうかというようなこと。それは、この本庶先生の私案にプラスされて、さらに書かれることになるのですか。

本庶座長 ええ。これはそういうことを前提にして、だからもう1億云々というのはあのプロジェクトでは、大型設備が全部整っているとしたら、年間5,000万円程度あれば1つのプロジェクトはやれる。ただ、二つ三つおやりになる方はそれでもやっていただく、そういう形で書いたのですよ。ですから問題は、では、

そういう仕組みをどの制度に入れるか、新たな制度を立ち上げるのか、それが書き込めていないのですけれども、ただ、それを科研費に入れ込むというのは、やや無理があるような気もするのです。

大隅委員 昔だったら概算要求等でやっていたということですよ。高度化整備とか。

本庶座長 それをもうちょっとシステマティックにやっていくことが重要ではないか。

中村委員 マスキングの書きぶりが、やはり少し気になることがあります。細かいのですけれども、「マスキング評価については、地位や肩書き、実績などに影響されず、」よりよい研究テーマが採択できるという考えですよ、もちろん。つまり、実力がない人が肩書きだけでとっているのはよくないという意味だと思うので、「地域や肩書き、実績などに影響されず、より水準の高い研究計画が採択できると考えられる」そういう考え方があるのは確かで、それはいいわけですね。ですから、本当に公正かつ透明性が高いのかというと、後ろに書いてあることを見るとそうではないと言っているのです、このところをちょっと……

本庶座長 「……という考え方がある」と言う方がいいでしょうね。

中村委員 そうなると、要はマスキングをするにせよ、しないにせよ、結局はよい研究を採択したいということに尽きると思うのです。そういう意味で、マスキングすることによって本当によいものが採択できて、いい成果が出るかどうかを検証する必要があると思うのです。ですから、より良い成果を出すために様々な試行をするべきである、とどこにきっちり書かれている必要があると思います。

郷議員 先ほど大隅先生がおっしゃっていた女性の育児とか年齢のこと、やはり第3期科学技術基本計画のときに「女性の自然科学の研究者を25%にする」という表現がありまして、今、大学院生の女性の割合が、分野によってちょっと違いますけれども30%弱ぐらいですから、その人たちが全部そのまま行けば満たされるけれども、現実にはそうではないですよ。そこをどうやって実現していくかというときに、研究費のサポート等をどうやるか、やはり具体的にどこかに要るのだらうという気はしております。

本庶座長 先ほどは、若手のところに女性研究者の項立てをするということだったのですが、そうすると、もうタイトルを「若手・女性」とするか……。どういうふうに持っていかれますね。

薬師寺議員 制度改革をやった立場から言うと、業績評価みたいなものがあって、その期間の中に子育ての期間が入ってしまっているのですよ。ですから、そういう点では非常に不利な状況もあり得るだろうという前提で、制度改革をやっているわけです。逆にアフタータイプアクションとかいろいろなものがある、やはり性別の差別なく均等に業績を見ることによって、女性の研究者も競争的資金をもらえるように制度改革の方でも努力すべきであると書いてくれば、制度改革の方でも見ますので。研究者同士で結婚する場合は結構多いのですけれども、そうすると、女性の研究者は全体的に非常に不利になる。外国ではあり得ないのですけれども、ご承知のように、ハーバードもMITもケンブリッジも、みんな女性が学長ですから、ぜひ女性の研究者もどんどん増えてもらわないと困る。

事務局 今の関係で、お手元に資料集があると思いますけれども、12月に薬師寺先生のもとでまとめ

た制度改革の報告書がありまして、例えば若手の競争的資金の話を書かせていただいています、のところで、年齢制限の緩和、出産・育児休業の研究中断期間を研究者の年齢から差し引くと復帰しやすくなるとか、複数回の応募とか、女性の研究者が不利にならないような措置を講ずるべきであるということを書かせていただいた。それ以外にも、女性が不利にならないよう考えてくれという話は書かせていただいています。

薬師寺議員 この制度改革の報告書をリファインしていただければいいのではないかと思います。そこを繰り返して。

中村委員 若手の支援、学振のRPDですね、子育て支援として実行されて、結果が出ています。学振からデータをとっていただくとわかりますけれども、応募者が物すごく偏っているのです。ですから、文科系、社会系の応募者が多くて、工学、化学は極めて少ない。つまり、もともと復帰する状況にないのです。分野によって応募者が全然違うのです。ですからそこまで考えないといけません。

大隅委員 その点に関してですが、現行の資格が産休育休を3カ月でしたか、とらないと応募できないという書きぶりなのですね。

中村委員 ともあれ、そういう条件を与えたところで、やはり人文社会が愕然と多くて、物理、化学、工学はほとんどいないのではないのでしょうか。

大隅委員 理系の女性の研究者は、そんなに休んだら自分のキャリアに響くと思って、産休や育休を3カ月もとらないのです。これは分子生物学会が昨年8月にWebでRPD制度についての調査を行いまして、学会として報告書をつくったところです。それで今度、学振に報告しようと考えていますけれども、そういったことが既にあると、そこは何とかしていただきたいとお願いしようと思っています。

本庶座長 私もたしか一遍分子生物学会で見たのだけれども、場合によっては資料編の中に入れられるかもしれない。

薬師寺議員 統計的に見ると、中村先生が言うように、人文社会科学系は多いのですよね。でも、それは逆に言うと、今、先生が言われたように、理科系の場合は実験施設とか、そういうようなものとか非常に難しい状況が実はあって、そのところを直そうということが我々制度改革の一番大きな目的なのです。理科系の先生はとても大変なのですね。だから、やはりそのところを。

郷議員 今のことに関して、これは科研費の枠組みでできるかどうか、よくわからないところがありますけれども、やりようはあると思います。結局、やはり理系の方は子育てでも休めませんから、その間をサポートする仕組み、例えばポスドクとか、あるいはそれに代わるような人をつけるとか、組織の中で例えば委員会などの役割を減らすとか、そういうことは結構効き目があるという実績が私ども、少しありますので、いろいろなサポートがあり得ると思います。ここですぐに一言では言いにくいところがあるかと思いますが、研究費のサポートもその1つかもしれません。そういう意味で、人を雇うようなお金がとれば一つのエフェクトだと思います。

本庶座長 私の理解では、書いてある内容に関してはいいけれども、全体的に構成を考え直した方がいいだろうというご意見だったので、もし可能であればメールでお送りして、最終的なところは私にご一任いただいて、そして基本政策推進専門調査会へ経過報告という形で、ほぼこの案の概要版の形で提案させていただいて、ご了承いただくと。あと5月17日の午後1時半から4時まで予定しておりまして、その段階でつける資料も全部決めることになりますか。

事務局 5月17日の後にもう一回、できれば開催したいと思っておりますので、資料として何をつけるか、最終的にはそのときでもいいと思います。このようなものを考えているという話は、次回にさせていただきたいと思います。

本庶座長 基本専調の方は一言一句承認するという形にはならないと思うので、概要版ということで、今回ご議論いただいた内容をもう一度整理し直して、わかりやすくして提案させていただく。それ以前に1度、先生方の手元にはお届けする、そういう手順でよろしいでしょうか。資料4は資料3の概要版としてできているので、資料3を抜本的に見直すと当然資料4もスタイルが大分変わるということです。ですから、先生方のお手元には資料4の変更版が届くことになろうかと思えます。資料3は、最終的には17日にかなり詰めたいと思っております。本日は非常に活発なご議論ありがとうございました。これで終了致します。